

① 令和4年度から未就学児の国民健康保険税が軽減されます

子育て世帯の経済的負担軽減の観点より、令和4年度国民健康保険税から、未就学児の均等割額の軽減措置を行います。

多子世帯や低所得者世帯による制限をかけず、広く未就学児がいる世帯に対して、一律に均等割額の2分の1を減額します。

すでに、低所得者の均等割軽減が適用されている場合は、当該軽減後の均等割額の2分の1を減額します。

未就学児1人にかかる均等割額

所得軽減措置世帯	軽減前均等割額	軽減後均等割額
軽減なし世帯	36,820円	18,410円
2割軽減世帯	29,456円	14,728円
5割軽減世帯	18,410円	9,205円
7割軽減世帯	11,046円	5,523円

なお、この軽減についての申請は不要です。保険税の決定通知は、7月中旬に送付します。

問合せ 役場税務住民課 ☎820-1503

① 夏の交通安全運動 7月11日(月)～7月20日(水)

令和4年度 スローガン 「ゆるさない ハンドル・スマホの ニ刀流」

運動の重点

- 1 歩行者の安全な通行の確保
- 2 高齢運転者の交通事故防止
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 自転車の安全利用の推進

雨の日の交通事故防止

雨の日は視界が悪くなり、路面もスリップしやすくなるなど悪条件が重なり、交通事故が増加する傾向にあります。雨の日は、いつもより一層の注意と心のゆとりをもって安全運転に心がけ、交通事故を防ぎましょう。

① 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

日本遺族会は「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

この事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の方々との友好親善をはかることを目的としています。参加費は10万円です。

<実施地域>

- ①西部ニューギニア
- ②東部ニューギニア
- ③ソロモン諸島
- ④トラック・パラオ諸島
- ⑤ボルネオ・マレー半島
- ⑥フィリピン
- ⑦マリアナ諸島
- ⑧台湾・バシー海峡
- ⑨ビスマーク諸島
- ⑩ミャンマー・タイ
- ⑪マーシャル・ギルバート諸島
- ⑫中国

問合せ 財団法人日本遺族会事務局（日程等の詳細） ☎03-3261-5521

申込み 財団法人広島県遺族会 ☎247-1216

① 後期高齢者医療保険料のお知らせ

「後期高齢者医療制度」は、75歳以上の方（65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方を含む）を対象とした医療制度です。

保険料の計算方法

4月から翌年3月までを1年間として、年間保険料が計算されます。途中で加入された場合は加入月から計算し、途中で喪失された場合は4月から喪失した月の前月までを計算します。保険料の決定通知書は、7月中旬にお手元にお届けします。

均等割額 45,840円	+	所得割額 所得割率 8.67%	=	年間保険料 (限度額66万円)
-----------------	---	--------------------	---	--------------------

$$\text{所得割額} = (\text{総所得金額等} \times 1 - \text{基礎控除} \times 2) \times \text{所得割率} 8.67\%$$

※1 総所得金額等とは、「公的年金収入－公的年金控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等で社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。

また、退職所得以外の分離課税の所得金額（土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額）も総所得金額等に含まれます。

※2 基礎控除は、前年の合計所得が2,400万円以下 ⇒43万円
 2,400万円超2,450万円以下 ⇒29万円
 2,450万円超2,500万円以下 ⇒15万円
 2,500万円超の場合 ⇒0円(適用なし)となります。

保険料の軽減

次の所得の世帯の方や健保組合等の被扶養者は、軽減措置があります。

●均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の令和3年中所得の合計額	軽減後の均等割額	
43万円以下の場合	7割軽減	13,752円/年
43万円+28万5千円×世帯内の被保険者数以下の場合	5割軽減	22,920円/年
43万円+52万円×世帯内の被保険者数以下の場合	2割軽減	36,672円/年

65歳以上の公的年金等控除の適用がある方は、軽減判定の際に限り、公的年金等に係る所得から15万円を限度として控除します。

●健保組合等の被扶養者の軽減

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等（国保および国保組合は除く）の被扶養者は、資格取得後2年間を経過する月までに限り、所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減され、令和4年度の年間保険料額は22,920円となります。ただし、均等割額の7割軽減にも該当する方は、年間保険料額が13,752円になります。

問合せ 広島県後期高齢者医療広域連合業務課 ☎502-3060

役場税務住民課 ☎820-1503